

「第2次枚方市地球温暖化対策実行計画」の基本的な考え方について（部会中間報告）案の概要

1. 計画策定の背景と課題（部会中間報告案P3、P38～P65）

◎枚方市では、2013年3月に「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、2018年9月には、実行計画を改定し、市民・市民団体・事業者・行政が一体となって、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及などに取り組んできた。

◎2018年度の温室効果ガス排出量（吸収源を除く）は、2,352,112 t-CO₂で、計画の基準年度である2013年度比で16.4%の削減となり、現実行計画の中期目標（2022年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を12%以上削減）を上回っている。

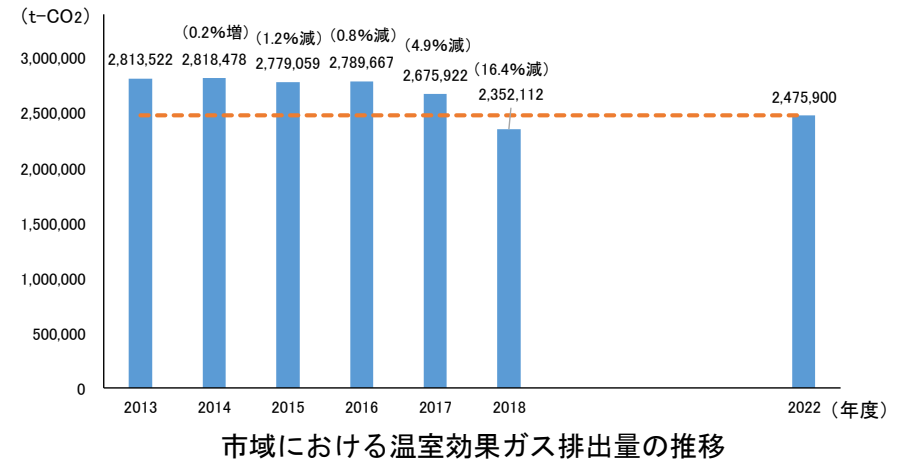
◎2018年の国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書では、気候変動の様々なリスクを低減するためには、「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要がある」と示されるなど、地球温暖化対策をめぐる状況は、より深刻になっている。

◎枚方市では、2020年2月8日に「2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロ」をめざすことを宣言した。また、国においても、2020年10月26日に、「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言された。

◎新しい「エネルギー基本計画」が策定され、2030年度における再生可能エネルギー比率を36%～38%とする電源構成が示されるとともに、「地球温暖化対策計画」が策定され、2030年度において、2013年度比で温室効果ガスを46%削減することを目指すこと、そして、50%削減の高みに向けて挑戦を続けていくことが示された。また、2022年4月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行される。

◎国が「地球温暖化対策計画」の中で示した、「2030年度において、2013年度比で温室効果ガスを46%削減」という目標は、従来の目標（同26%削減）を大幅に上積みする高い目標であり、この目標を実現することは、容易なことではなく、取り組みをさらに強化していくことが求められている。

◎次期計画策定にあたっては、枚方市の地域特性を踏まえるとともに、市民・事業者アンケートや高校生ワークショップでの意見等を反映していく。



2. 第2次枚方市地球温暖化対策実行計画の基本的な考え方（部会中間報告案P4~P36）

(1) 計画の基本的事項

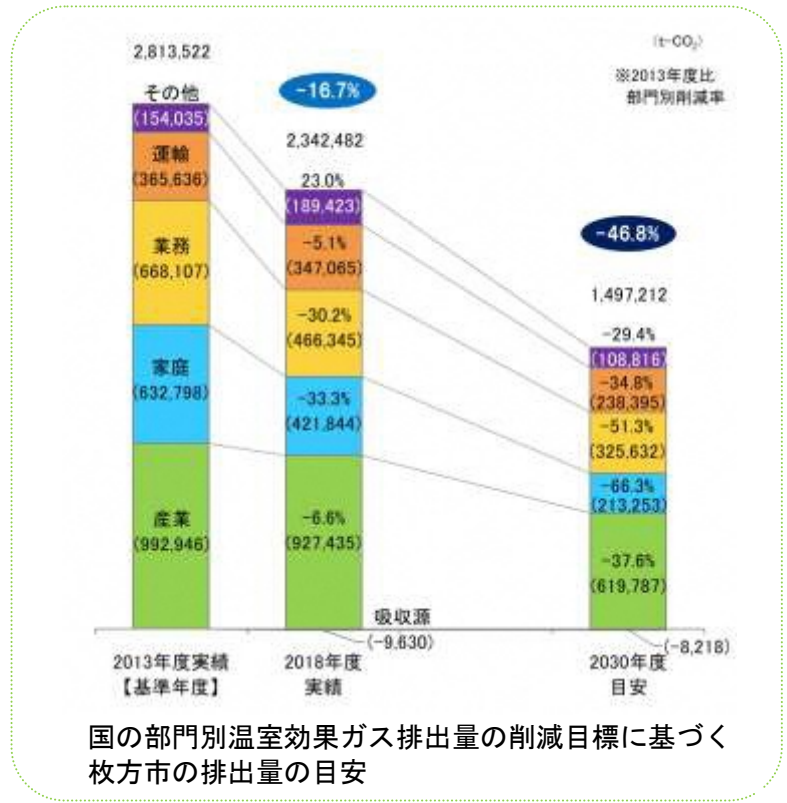
項 目		次期実行計画の方向性
①	計画の位置づけ	・地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画 ・「第3次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、取り組みを推進するための計画
②	計画期間 (計画の見直し時期)	8年間（2023年度～2030年度） 概ね4年後に社会状況等の変化を踏まえ、中間見直し
③	対象とする地域	枚方市域全域
④	計画の主体	本市の温室効果ガスの排出に関わるすべての市民・市民団体、事業者、行政のあらゆる主体
⑤	対象とする温室効果ガス	・二酸化炭素 (CO ₂) ・メタン (CH ₄) ・一酸化二窒素 (N ₂ O) ・ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)

(2) 計画の目標

国や府が示す温室効果ガス排出量の削減目標や部門別の削減率、現状趨勢ケースの推計、2050年カーボンニュートラルからのバックキャストिंगの考え方等も踏まえ、以下のとおり、市としての目標を設定。

【長期目標】
2050年までに温室効果ガス排出量を**実質ゼロ**とする

【中期目標】
2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を**4.7%以上削減**する



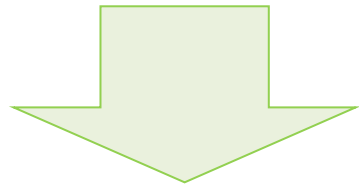
(3) 目標達成に必要な活動量の試算

部門	2013年度	2018年度		2030年度	
	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	枚方市の概況	想定排出量 (t-CO ₂)	必要な活動量
産業	992, 946	927, 435 (6.6%削減)	・製造業、建設業、農業事業者 約1,400事業者	619, 598 (37.6%削減) 2018年度から 307,837 t-CO ₂ 削減が必要	○府条例に基づく温室効果ガスの削減（年1.5%削減） ○150事業所（全事業所の約0.1%）が再エネ100%電力を購入 ○小規模事業者（産業分野）の省エネ活動による温室効果ガスの削減（10%削減） ○国の施策による各業種の燃料転換等
家庭	632, 798	421, 844 (33.3%削減)	・世帯数 180,043世帯 ・一戸建て住宅数 約92,000件	213, 253 (66.3%削減) 2018年度から 208,591 t-CO ₂ 削減が必要	○エコライフの取り組みにより、全家庭で約25%の温室効果ガス削減 ○全世帯が省エネ家電に買い替え（エアコン、テレビ、冷蔵庫、LED照明に） ○既存住宅の40%で省エネ改修により、約20%の温室効果ガス削減 ○3,000世帯（全世帯の約1.6%）が再エネ100%電力を購入 ○2025年度からの新築住宅への省エネ基準義務化による削減（20%省エネ化） ○800世帯（戸建て住宅総数の約0.9%）がZEH導入
業務	668, 107	466, 345 (30.2%削減)	・事業所数 約10,000事業所	325, 368 (51.3%削減) 2018年度から 140,977 t-CO ₂ 削減が必要	○すべての事業所が年1%温室効果ガスを削減 ○50事業所（全事業所の約0.5%）が再エネ100%電力を購入 ○50事業所（全事業所の約0.5%）がZEB導入
運輸	365, 636	347, 065 (5.1%削減)	・乗用車、軽自動車 137,215台 ・トラック、バス等 10,155台 ・鉄道（JR学研都市線、京阪本線等）	238, 395 (34.8%削減) 2018年度から 108,670 t-CO ₂ 削減が必要	○ガソリン車の3割がEV車・FCV車に ○ガソリン車の5割、ディーゼル車の6割が低燃費車に ○ガソリン車の1割を削減 ○運転者の3割がエコドライブを実施
その他	154, 035	189, 423 (23.0%増加)	・一般廃棄物焼却量 (廃プラ分) 96,041 t	108, 816 (29.5%削減) 2018年度から 80,607 t-CO ₂ 削減が必要	○国のフロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進等のフロン対策による削減効果 ○国の農地土壌対策等による削減効果 ○基準年度比で少なくとも1.2%以上の一般廃棄物焼却量（廃プラ分）の削減

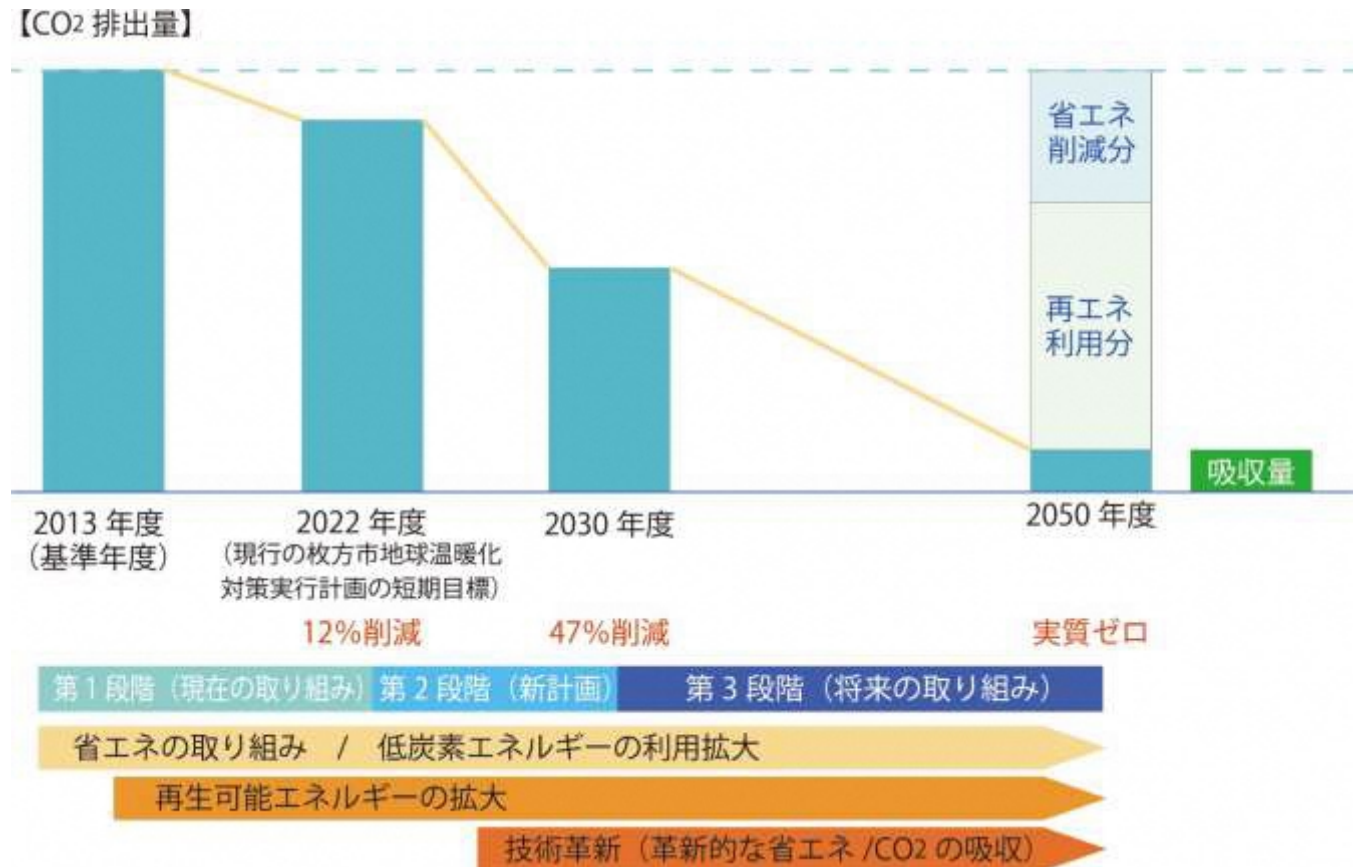
※2030年度には、再生可能エネルギーの普及拡大により、電気の排出係数が2018年度比で約29%削減することを想定（国の地球温暖化対策計画より）

(4) 「2050年実質ゼロ」との関係

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間は、2030年度までとされていますが、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けては、2050年度のまの姿を見据えて、2030年度の目標を設定し、その目標達成に向けて取り組むことが重要であることから、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」の実現に向けたイメージを示すとともに、2030年度までに重点的に取り組む施策を位置づけます。



地域から脱炭素社会の実現に向けて取り組みを進めていくため、各基本方針を横断する基盤的な地域脱炭素モデルを示し、取り組みを市域に広げていくことが重要であり、分野を横断し、地域の脱炭素につながるモデル的な事業や取り組みの核となる重点事業のイメージを検討していく。



○2030年度に向けては、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を見据え、建築物の省エネ化や、市民・事業者などによる省エネルギーの取り組みを進めることで、エネルギー・資源の使用量を極力、削減するとともに再生可能エネルギーの普及促進により、エネルギー使用に伴い排出される温室効果ガス排出量を削減する必要がある。

○2030年度以降は、さらなる取り組みを進めていくとともに、森林吸収やカーボンリサイクル技術などの脱炭素社会に向けた技術革新による二酸化炭素の吸収・固定化により、「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す必要がある。

(5) 「SDGsのゴール等」との関係

第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）			第3次枚方市環境基本計画の関連項目
計画の基本方針	全に關するSDGsのゴール	基本方針に關連するSDGsのゴール	
基本方針① 再生可能エネルギーの普及促進や環境に配慮した電動車の普及促進、建築物の省エネ化に関する事項		 	②地球環境 ○省エネルギー・省CO2活動の促進 ○再生可能エネルギーの普及促進
基本方針② 市民・市民団体、事業者による省エネルギーや省CO2活動の促進に関する事項		 	①パートナーシップ・環境教育 ○市民・市民団体、事業者の環境保全活動の促進 ○ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進 ○環境コミュニケーションの推進
基本方針③ 気候変動の適応策や環境に配慮した交通対策、緑の保全に関する事項		 	②地球環境 ○気候変動の影響に対する適応策の推進 ③自然環境 ○緑の保全と創出 ⑤都市環境・生活環境 ○人と環境に配慮したまちづくりの推進
基本方針④ 廃棄物対策や循環型社会の形成に関する事項		 	④資源循環 ○廃棄物の発生抑制 ○リサイクルの促進 ○廃棄物の適正処理の推進

3. 部会での今後の主な検討事項（部会中間報告案 P37）

今後、部会報告に向けて、第2次枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に位置付ける以下の項目について検討を進めていく。

- 計画の「基本方針ごとの施策の方向性」及び「具体的な施策」
- 計画の進捗状況を把握するための「取り組み指標」
- 計画を推進するにあたっての市民・市民団体、事業者、行政の各主体の役割や責務
- 計画の推進体制や進行管理のイメージ
- その他、改正地球温暖化対策推進法への対応について